産業廃棄物収集運搬業（北海道）

事業の全体計画

廃棄物の焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん、建築土木工事及び生コン工場から排出される汚泥、自動車工場から排出される廃油、病院、写真現像所から排出される廃酸、廃アルカリ、建設（工作物の新築、改築又は除去）から排出される廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類、建設業およびコンクリート２次生産工場から排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有産業廃棄物、食料品製造工場から排出される動植物性残さ、設備業者から排出されるゴムくず、農機具製造工場等から排出される鉱さい、酪農業及び養豚業から排出される動物のふん尿、動物の死体、病院から排出される水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う。

収集運搬を行うにあたっては、排出事業者と書面により委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、許可証の写しとともに携帯し、車輌に表示するなど、法律、基準を順守し産業廃棄物の適正処理に努める。

産業廃棄物の運搬量

燃え殻　50t/月　固形
汚泥　11t/月　泥状
廃油　50t/月　液状
廃酸　0.5t/月　液状
廃アルカリ　2.5t/月　液状
廃プラスチック類　50t/月　固形
紙くず　0.3t/月　固形
木くず　11t/月　固形
繊維くず　0.1t/月　固形
動植物性残さ　8t/月　液状・固形
ゴムくず　0.1t/月　固形
金属くず　1.5t/月　固形
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　2.5t/月　固形
鉱さい　0.1t/月　固形
がれき類　0.1t/月　固形
動物のふん尿　0.1t/月　液状・固形
動物の死体　0.1t/月　固形
ばいじん　15t/月　固形
石綿含有産業廃棄物　0.15t/月　固形
水銀使用製品産業廃棄物　0.1t/月　固形

収集運搬の具体的な計画

・車輌毎の用途

ダンプ①・コンテナ専用車はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物。

ダンプ②は汚泥、廃油。

キャブオーバー①・②・③・④、コンテナ専用車、塵芥車は廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物。

タンク車は廃油。

清掃車①・②は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿。

冷蔵冷凍車①・②・③・④は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類・水銀使用製品産業廃棄物。

その他の車輌で、上記以外の産業廃棄物及び運搬可能な産業廃棄物を運搬する。

・収集業務を行う時間　：　原則として、午前８時から午後５時までとする。

・休業日　：　原則として、土曜・日曜日及び祝祭日とする。

・受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、返却、保存し、マニフェストごとに実績帳簿を整備する。

・運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散、流出、悪臭発散防止措置を講じるとともに、車輌に表示を設置し、許可の写し、マニフェストを携帯する。

環境保全措置の概要

・廃棄物の性状、形状に応じて容器を使用し、シートを掛けロープで固定するなど飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。

・石綿含有産業廃棄物の運搬は、運転中に破断、変形しないよう整然と積載し、他の産業廃棄物との混載はしない。積載時に排出容器を確認し、破損の恐れがある場合は容器を二重にする。容器に詰めることが困難な大型のものは、厳重にシートで覆いロープで固定する。

・騒音、振動によって周囲の環境に支障が生じないように運転する。

・悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。

・運転中の事故防止のため、２時間に 15 分の休憩をとる。

・法定速度を遵守し、過積載を行わない。

・水銀使用製品産業廃棄物の運搬に際しては、破損防止の為にダンボールに収納し、必要に応じて緩和材を梱包する。

特別管理産業廃棄物収集運搬業（北海道）

事業の全体計画

医療機関から排出される感染性産業廃棄物、石油販売製造業者等から排出される廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、病院、学校、研究機関、クリーニング店等から排出される廃酸（pH2.0 以下）、廃アルカリ（pH12.5 以上）、特定有害の廃油、汚泥の収集運搬を行う。

収集運搬を行うにあたっては、排出事業者と書面により委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、許可証の写しとともに携帯し、車輌に表示するなど、法律、基準を順守し産業廃棄物の適正処理に努める。

特別管理産業廃棄物の運搬量

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）　1t/月　液状
廃酸（pH2.0 以下）　0.1t/月　液状
廃アルカリ（pH12.5 以上）　0.1t/月　液状
感染性産業廃棄物　10t/月　固形
廃油（特定有害産業廃棄物）　0.1t/月　液状
汚泥（特定有害産業廃棄物）　0.1t/月　液状

収集運搬の具体的な計画

・車輌毎の用途
　キャブオーバー①・②・③・④・コンテナ専用車・清掃車①・②は廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃油、汚泥（特定有害産業廃棄物）。
　ダンプ②は廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）。
　タンク車は（揮発油類、灯油類及び軽油類）。
　冷蔵冷凍車①・②・③・④は全品目。
・収集業務を行う時間　：　原則として、午前８時から午後５時までとする。
・休業日　：　原則として、土曜・日曜日及び祝祭日とする。
・受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、返却、保存し、マニフェスト毎に実績帳簿を整備する。
・運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散、流出、悪臭発散防止措置を講じるとともに、車輌に表示を設置し、許可の写し、マニフェストを携帯する。

環境保全措置の概要

・廃棄物の性状、形状に応じて容器を使用し、ロープで固定するなど飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。

・騒音、振動によって周囲の環境に支障が生じないように運転する。

・悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。

・運転中の事故防止のため、2 時間に 15 分の休憩をとる。

・法定速度を遵守し、過積載を行わない。

特別管理産業廃棄物収集運搬業（旭川市）

事業の全体計画

医療機関から排出される感染性産業廃棄物、石油販売製造業者等から排出される廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、病院、学校、研究機関、クリーニング店等から排出される廃酸（pH2.0 以下）、廃アルカリ（pH12.5 以上）、特定有害の廃油、汚泥の収集運搬を行う。

特定有害の廃油、汚泥については一時保管し市外の処分場へ搬入し処理を行う。

収集運搬を行うにあたっては、排出者と書面により委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、許可証の写しとともに携帯し、車輌に表示するなど、法律、基準を順守し産業廃棄物の適正処理に努める。

特別管理産業廃棄物の運搬量

廃油（揮発油類、灯油及び軽油類）　1t/月　液状
廃酸（pH2.0 以下）　0.1t/月　液状
廃アルカリ（pH12.5 以上）　0.1t/月　液状
感染性産業廃棄物　10t/月　固形
廃油（特定有害）　0.1t/月　液状
汚泥（特定有害）　0.1t/月　泥状

収集運搬の具体的な計画

・車輌毎の用途
　キャブオーバーは廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、汚泥。
　冷蔵冷凍車は全品目。
・収集業務を行う時間　：　原則として、午前８時から午後５時までとする。
・休業日　：　原則として、土曜・日曜日及び祝祭日とする。
・受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、保存し、マニフェスト毎に実績帳簿を整備する。
・運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散、流出、悪臭発散防止措置を講じるとともに、車輌に表示を設置し、許可の写し、マニフェストを携帯する。

環境保全措置の概要

・廃棄物の性状、形状に応じて容器を使用し、ロープで固定するなど飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。
・騒音、振動によって周囲の環境に支障が生じないように運転する。
・悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。
・運転中の事故防止のため、２時間に 15 分の休憩をとる。
・法定速度を遵守し、過積載を行わない。